

学芸員

学芸員とは博物館施設等における専門職員です。卒業時に学芸員の資格を取得するためには、下記(1)、(2)について指定の科目を履修し、規定の単位を修得することが必要です。

本学における学芸員課程は、歴史文化学科に開設されています。履修は 1 年次又は 2 年次から開始することを原則とします。履修希望者は、4 月初めに行われる履修ガイダンスに必ず出席してください。2 年次のガイダンスでは「学芸員課程登録カード」を作成します。なお、ガイダンス日時は掲示で告知します。

※大学院生が「学芸員」の資格取得をめざす場合、「科目等履修生制度」を利用して、学部開設の科目を履修することになります。この制度の利用については、前期開設科目は 2 月末日まで、後期開設科目は 8 月末日までに、教育支援課科目等履修担当(kamoku@swu.ac.jp)へ申し出てください(指導教員及び専攻の了解を得ることを前提とする)。

(1) 必修科目

授業科目	単位		開設学科	備考
	前期	後期		
博物館概論	2		歴文	
博物館資料論		2	歴文	
博物館経営論		2	歴文	
博物館資料保存論		2	歴文	
博物館展示論	2		歴文	
生涯学習概論	2		歴文	
博物館教育論		2	歴文	
博物館情報・メディア論	2	2	歴文	前・後期いずれか
博物館実習Ⅰ	1		歴文	
博物館実習Ⅱ		1	歴文	
館務実習	1		歴文	外部実習

(注1) 博物館実習Ⅰには学外研修が含まれる。

(注2) 実習科目を履修する前に講義科目を履修すること。

(2) 選択必修科目

＜選択必修 A＞・＜選択必修 B＞いずれも 4 単位計 8 単位以上を選択履修する。

＜選択必修 A＞

授業科目	開講期	単位	開設学科
日本史A(前近代)	前	2	教養
日本史B(近現代)	後	2	教養
西洋史	前	2	教養
東洋史概論 A	前	2	歴文
東洋史概論 B	後	2	歴文
考古学概論 A	前	2	歴文
考古学概論 B	後	2	歴文
日本美術史概論 A	前	2	歴文
日本美術史概論 B	後	2	歴文
西洋美術史概論 A	前	2	歴文
西洋美術史概論 B	後	2	歴文
東洋美術史 A	前	2	歴文
東洋美術史 B	後	2	歴文
民俗・芸能概論 A	前	2	歴文
民俗・芸能概論 B	後	2	歴文
日本民俗学 A	前	2	日文
日本民俗学 B	後	2	日文

(注1) 必ずしも通年の履修でなくてもよい。

(注2) 環境デザイン学科学生は、学科専門科目で読み替えられる場合がある。別途指示する。

＜選択必修 B＞

授業科目	開講期	単位	開設学科
日本近世史史料解読 A	前	2	歴文・ 日文
日本近世史史料解読 B	後	2	
古文書解読 A	前	2	歴文
古文書解読 B	後	2	歴文
考古学基礎 A	前	2	歴文
日本美術史基礎 A	前	2	歴文
日本美術史基礎 B	後	2	歴文
西洋美術史基礎 A	前	2	歴文
西洋美術史基礎 B	後	2	歴文
民俗・芸能基礎 A	前	2	歴文
民俗・芸能基礎 B	後	2	歴文
文化財保存学基礎 A	前	2	歴文
文化財保存学基礎 B	後	2	歴文
紙文化財の保存修復 A	前	2	歴文
紙文化財の保存修復 B	後	2	歴文

(注1) 必ずしも通年の履修でなくてもよい。

(注2) 「日本近世史史料解読 A」、「日本近世史史料解読 B」は日本語日本文学科学生の場合、「史料解読 A」、「史料解読 B」の科目を指す。

学芸員課程の履修に関する内規

● 目的

本課程履修者の資質向上を目的として本内規を定める。

● 履修条件

館務実習を履修することができる者は、次の通りとする。

- イ. 将来、学芸員としての職に就くことを志望する者。
- ロ. 3 年次までに、館務実習以外の必修科目のすべてを履修し、単位を修得した者。
- ハ. 前述の必修科目・選択必修科目の GPA が 2.0 以上であり、かつ 3 年次修了までの全履修科目の GPA が 2.0 以上の者。ただし、提出物等の期限を厳守した者に限る。
- ニ. 前ロ項、ハ項の規定にかかわらず、博物館学科目群担当者が適当と認め、歴史文化学科会議で承認された者。
- ホ. 3 年次編入者については、前ロ項を適用しない。また、前ハ項については、3 年次の全履修科目の GPA が 2.0 以上の者と読み替える。

● 実習費の徴収について(歴史文化学科学生を除く)

博物館実習Ⅰ・Ⅱの履修者は 7,500 円を指定の期日までに納入する。

● 館務実習及び学外研修について

- イ. 館務実習は原則として卒業年次に行う。詳細については、3 年次後期に別途説明する。実習期間(1～2 週間)は実習先の指示に従う。
館務実習履修者は定められた館務実習費 12,000 円を納入するものとする。この館務実習費の中から実習館への謝礼が支払われる。
- ロ. 学外研修の日程及び行程は年度ごとに企画される。必要経費(交通費等)の納入は指示に従うこと。

● 学芸員の資格申請

学芸員の資格を申請(教学支援センター教育支援課経由)できる者は下記の通りとする。

- イ. 前述の必修科目・選択必修科目の単位をすべて修得し、そのうち成績評価「可」が 5 科目以内の者。
- ロ. 卒業年次までの全履修科目の GPA が 2.0 以上である者。
- ハ. 前イ項、ロ項にかかわらず、歴史文化学科会議で承認された者。

学部卒業生の学芸員資格取得に関する内規

- イ. 本学学部卒業生で学芸員の資格取得を希望する者は、次の条件を満たしていなければならない。
 - a) 学士の学位を有する者。
 - b) 在学中の成績が「学芸員課程の履修に関する内規」に合致していること。
 - c) 上記条件を満たし、学則第 56 条に基づいて履修を許可された者。
 - d) なお履修に関しては、博物館学科目群担当者が協議の上、決定する。
- ロ. 履修の手続き
上記の条件を満たしているものは、指定の期日までに教学支援センター教育支援課を経て学長に科目等履修を願い出ること。
- ハ. 聴講料について
上記ロ項で履修を許可された者は、学則第 63 条に基づいて科目等履修の聴講料を納入すること。
- ニ. 履修を許可された者は、学則第 59 条から第 66 条の科目等履修生に関する規定を適用する。
- ホ. 資格の付与
前述の「学芸員課程の履修に関する内規」に合致した者に、その資格を付与する。